

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月27日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年11月24日午後7時頃、普通乗用自動車が市道肱江猪飼線を走行中、左前輪が道路の陥没にはまり、当該普通乗用自動車の右側のフロントスポイラー下部を損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市多度町猪飼  
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	49,698円
相手方から市へ	0円



報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

桑名市長 伊藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年1月31日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年10月11日午前10時30分頃、普通乗用自動車が生田線市道芳ヶ崎嘉例川線を走行中、対向車とすれ違うため車両を路肩に寄せ、側溝蓋上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、当該普通乗用自動車の左側ドア下部を損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市大字芳ヶ崎  
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	607,519円
相手方から市へ	0円